平成２８年（フ）第１２号
福岡県久留米市本町17番地11　マツナガビル301号
債務者　沖　　達矢（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３号
福岡県久留米市本町17番地11　マツナガビル301号
債務者　沖　　満起
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２９６号
長崎県長崎市江平３丁目２番22―205号
債務者　林　由加里
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
長崎県長崎市虹が丘町４番６号　虹が丘コーポ103、旧住所長崎県長崎市滑石５丁目13番25号
債務者　閑　　康弘
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
長崎県長崎市滑石４丁目１番３―211号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷24番地１シャンポールＡ102
債務者　冨田　宏果
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５号
長崎県長崎市女の都３丁目１番12号　201
債務者　外平　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７号
長崎県長崎市稲田町18番２号　内野コーポ202、旧住所長崎県長崎市田上３丁目224番地
債務者　永尾　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
　　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３２８号
東京都練馬区石神井町６丁目28―15―102
債務者　奥村　　満
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３２９号
東京都板橋区前野町２丁目15―１―103
債務者　管野　英朗
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３６８号
東京都墨田区京島３丁目58―５―105
債務者　冨永　好友
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３９２号
東京都小平市小川西町５丁目39―３―103
債務者　中島　和美（旧姓縄田）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３０号
東京都荒川区東尾久５丁目17―15―202
債務者　北山　卓男
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３１号
東京都江東区東砂２丁目13―15―307
債務者　大塚　惠子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３３号
東京都北区王子６丁目２―60―408
債務者　山田　公代
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３４号
東京都立川市上砂町５丁目60―１―326
債務者　大美賀敦代（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３７号
東京都杉並区上井草１丁目28―11―105
債務者　高橋　英也
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部